

(仮称) 子ども・若者活動拠点
基 本 構 想

令和6年3月

品川区

(仮称) 子ども・若者活動拠点 基本構想
目次

第1章 はじめに	1
1 基本構想策定の目的	1
2 基本構想の位置づけ	1
第2章 児童・子ども・若者を取り巻く現状と課題.....	2
1 児童・子ども・若者を取り巻く状況	2
2 子ども・若者支援の状況	6
3 南品川児童センターの状況	8
4 検討に向けた課題	15
第3章 「(仮称)子ども・若者活動拠点」の基本的な考え方.....	16
1 基本理念	16
2 基本方針	17
第4章 施設整備の考え方	18
1 施設整備の前提条件	18
2 必要となる機能と面積	20
3 機能配置	22
第5章 提供するプログラム・使い方に関する考え方.....	28
1 区提供事業	28
2 利用者による活動	28
3 具体的なプログラム（案）	29
第6章 管理運営に関する考え方	33
1 管理運営方法	33
2 人員体制	34
3 開館時間	34
第7章 整備に向けて	35
1 スケジュール	35
参考資料	36
1 策定の経緯	36

第1章 はじめに

1 基本構想策定の目的

品川区では、子ども・若者を取り巻く環境の変化、利用者の価値観やニーズについて時代に即した児童センターのあり方について検討を重ねてきました。

令和3年度に地域の乳幼児親子から高校生までの幅広い世代及び児童センター来館者にアンケート調査を実施し、イメージ等の把握・分析を行い「児童センターのあり方に関するアンケート報告書」を作成しました。令和4年度においては、これらの結果を踏まえ、職員アンケート調査及び検討会、有識者との意見交換会を実施し、「今後の児童センターの方向性」を策定しました。

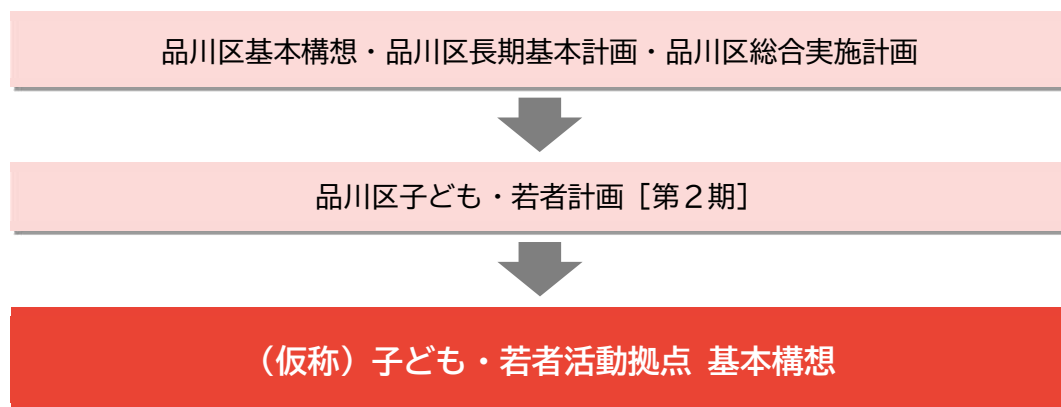
他方で若者の社会参加・社会参画についても、取り組むべき新たなテーマとして議論を重ねてきました。特に、若者が誰でも・いつでも自由に利用でき、若者同士や地域等とつながることができる環境づくりは、若者の社会参加・社会参画にとって重要な要素といえます。そのため、若者自身が楽しいと思うイベントを企画し、自由に参加できる機会を提供していく必要があります。

本基本構想は、児童センター機能を包含しながらも新しい価値を提供する施設として、南品川児童センターを改築した「子ども・若者活動拠点」の整備に向けて、施設の役割や、整備にあたっての基本的な方針を示すものです。

今後、本基本構想を基に、基本計画の策定、基本設計・実施設計、建設工事、施設の運営に取り組んでいきます。

2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、区の基本的な方針を示す「品川区基本構想」及び「品川区長期基本計画」「品川区総合実施計画」、「品川区子ども・若者計画[第2期]」等との整合を図り、策定します。



第2章 児童・子ども・若者を取り巻く現状と課題

1 児童・子ども・若者を取り巻く状況

(1) 国の動き

◇こども基本法の成立

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、時代の社会を担う全ての子供が、障害に渡る人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に、こども基本法が制定されました。〔令和4年6月〕

【関連】

こども未来戦略方針
こども大綱

【基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

◇こども家庭庁の設置

子ども政策に関し、他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組むことを目的に、これまでの取組を一本化し、内閣総理大臣直属の機関として、内閣府の外局に「こども家庭庁」が設置されました。〔令和4年6月こども家庭庁設置法成立、令和5年4月施行〕

【分担管理事務】

- ・ 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・ 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
- ・ こどもの保育及び養護
- ・ こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
- ・ 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- ・ こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・ こどもの保健の向上
- ・ こどもの虐待の防止
- ・ いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・ こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- ・ こども大綱の策定及び推進

【こども大綱の基本的な方針】

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

◇子ども・子育て新支援制度

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えることを目的に、子ども・子育て関連3法が制定されました。〔平成24年8月〕

【関連】

子ども・子育て支援法
認定こども園法の一部改正
関係法令の整備等に関する法律

【主な内容】

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
地域の子ども・子育て支援の充実

◇子どもの貧困対策

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けた支援を行うため、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されました。〔平成25年6月〕

また、改正にあたっては、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。〔令和元年6月改正〕

【関連】

こども大綱（令和5年12月閣議決定）
子どもの貧困対策に関する大綱（令和5年12月よりこども大綱に一元化）

【子どもの貧困対策に関する大綱の基本方針】

- ・ 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す
- ・ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援体制を構築
- ・ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進
- ・ 地方公共団体による取組の充実

◇子ども・若者支援

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、子ども・若者育成支援推進法が制定されました。〔平成 22 年 4 月〕

法に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を示す「子供・若者育成支援推進大綱」は、子ども・若者を取り巻く状況の変化を踏まえ、第 3 次まで策定されたのち、「こども大綱」に一元化されました。〔令和 5 年 12 月〕

【関連】

こども大綱（令和 5 年 12 月閣議決定）

子供・若者育成支援推進大綱（令和 5 年 12 月よりこども大綱に一元化）

【子供・若者育成支援推進大綱の基本方針】

- ・全ての子供・若者の健やかな育成
- ・困難を有する子供・若者やその家族の支援
- ・創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- ・子供・若者の成長のための社会環境の整備
- ・子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(2) 区の動き

◇保幼小連携の取組

就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎を身に着けることを目的として、保育園・幼稚園・小学校の連携・交流を行っています。

保育園や幼稚園では、遊びや生活といった直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うことを重視し、保育・教育活動の充実を図っています。

◇青少年健全育成の実施

子ども・若者の青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業を実施しています。青少年対策地区委員会や青少年委員会などの活動を通して、多層的なコミュニティの再生に向けた取組を行っています。

【関連事業】

- ・親子交流支援事業
- ・中高生ボランティア
- ・児童センター事業
- ・ジュニア・リーダー教室
- ・こども冒険ひろば事業
- ・ティーンズ世代向け事業
- など

◇生きづらさをもつ子ども・若者への支援

不登校やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題の複雑化に対応するため、相談拠点の設置や充実に努めてきました。相談拠点は、生きづらさをもつ子ども・若者の状況に応じて、必要な支援先へつなぐとともに、安心できる「居場所」としての役割も担っています。

【子ども若者応援フリースペース】

- ・不登校やひきこもりの子ども・若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者との相談を行っています。
- ・8つのNPO法人、任意団体で構成される運営者によって、様々な分野に関わる人員が横断的な支援を行っています。

【エールしながわ】

- ・ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者との相談を行っています。
- ・また、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会等を開催しています。

(1) 上位関連計画等の位置付け

◇品川区長期基本計画（令和2年4月策定）

【策定の視点】

- ①超長寿社会に対応する視点
- ②多文化・多様な生き方を尊重する視点
- ③強靱で魅力あるまちを未来につなぐ視点
- ④先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点

【政策の柱と具体的な取組】

政策の柱 10 子ども笑顔があふれるまちの実現

- ①子育て・親育ちを支援する
- ②子育て力のある地域社会をつくる
 - ▶施策 児童センター等を活用し、子育て家庭への支援や相談
- ③子育て支援・教育機能を拡充・強化する

政策の柱 12 青少年の育成と自立の支援

- ①すべての青少年の成長を支援する
 - ▶施策 青少年が中心となる居場所事業の充実
 - ▶施策 （仮称）子ども・若者センターの開設・運営
- ②社会的自立に困難を抱える青少年を支援する
- ③青少年の成長を支える環境を整備する

◇品川区子ども・若者計画〔第2期〕（令和5年4月策定）

【計画の理念】

すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、
人と支えあいながらともに生きていくまち “しながわ”

【基本方針】

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長の支援
- 2 様々な困難を有する子ども・若者やその家族への支援
- 3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

【施策の具体的な展開】

- ・家庭の養育力・教育力・親育ちの支援
- ・地域における多様な活動の場の充実
- ・放課後、子ども・若者が安心して過ごせる場所や、サービスの充実

◇品川区青少年問題協議会・専門委員会

【品川区青少年問題協議会・部会での意見】

○青年期子ども・若者自身が自由に活動し交流できる拠点の整備

- ・児童センター等の活動を通して、知り合いを増やす、できることの幅を広げる機会が必要
- ・自由に出入りでき、気軽に相談できる環境
- ・多世代・異世代がともに学び遊ぶ場
- ・様々な地域交流スペースの横のつながり

○子ども・若者が活動できる場の充実

- ・コロナ禍で児童センターの活動が停滞、18歳以上は児童センターを使えないことが課題
- ・子ども・若者が自由に使える、拠点となる場の整備が必要
- ・社会体験や協働体験ができ、ビジョンを持って育成する事業が必要
- ・有償で働く体験ができる場
- ・地域活動への参加

【専門委員会での意見】

- ・「全ての子ども・若者の居場所づくり」として、様々な居場所や選択肢の提供が必要
- ・職員に相談できる仕組みや、専門的施設との連携も重要

(1) 児童センターの位置付け

◇品川区立児童センター条例（昭和41年4月制定、平成18年全部改正）

【目的】

区内における児童に健全な娯楽を与え、その健康を増進し、または情操をゆたかにして、その健全な育成に資する

【事業】

- ・センターの利用に関すること
- ・健全な遊びをとoshi、児童の集団的及び個別的指導を行うこと
- ・こども会、母親クラブ等の地域活動の助長および推進に関すること
- ・育成相談その他の児童に係る相談に関すること
- ・その他区長が必要と認める事業

◇今後の児童センターの方向性 とりまとめ（令和5年3月）

【児童センターを取り巻く現状】

- ①乳幼児親子等の需要増・ニーズに対応したセンター運営・事業展開が重要
- ②小学生、中高生のニーズに対応したセンター運営・事業展開が重要
- ③人材育成と職員の適正配置による効率的なセンター運営・事業展開が必要

【今後の方向性】

- ・地域ごとの特色を活かした館を編成し、各世代の多様なニーズに対応するなど、機能の充実
- ・拠点となる直営館には、人材育成に適した人数や年齢構成の職員を配置し、質の高い運営を目指す
- ・業務委託の拡大や業務内容の見直しなどにより、運営体制の効率化

【特色のある館の編成（例）】

- ・南品川児童センター：若者との交流
 - ▶本格的なスポーツや音楽、ボードゲームなどが日常的に利用できる施設
 - ▶併設施設（子ども・若者支援センターとしてのフリースペース、若者に向けた就労相談機能の設置）

◇品川区要保護児童対策地域協議会の役割

【虐待防止ネットワークの推進】

- ・児童・高齢者あるいは障害者への虐待や夫婦間の暴力について、関係機関が連携することでできるだけ早期に発見し、被害者の保護または支援を図ることを目的に「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を設置
- ・虐待防止ネットワーク推進協議会の下部組織として、地域分科会・協議会ケース会議を設置

【児童センターの役割】

- ・地域分科会の開催に係る事務を担う

(2) 施設概要

既存の南品川児童センターの施設概要は以下のとおりです。

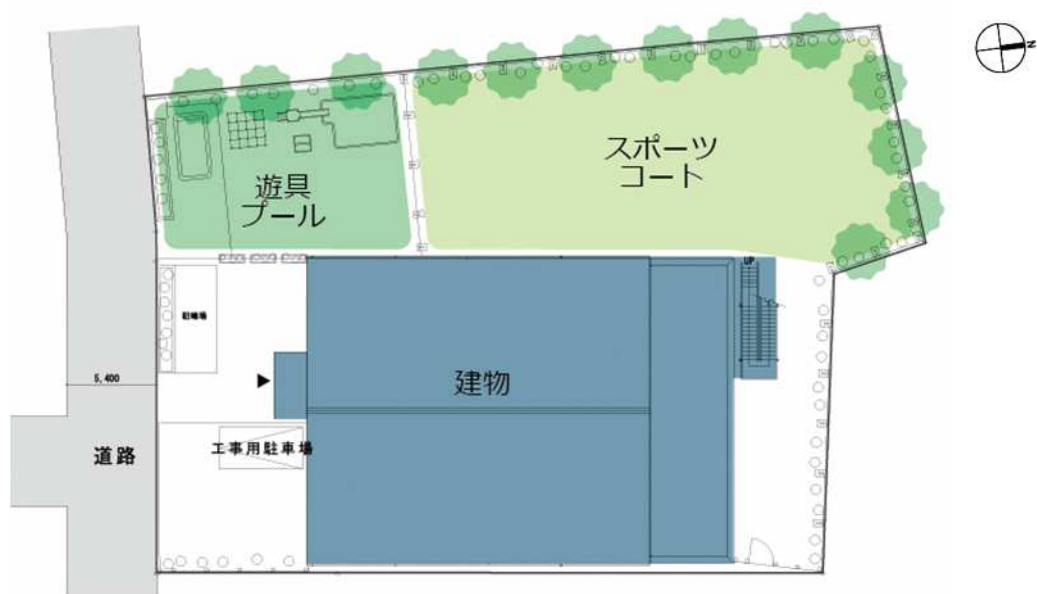
項目	内容
開設年	昭和 53 (1978) 年 (築 45 年)
所在地	品川区南品川 4 - 5 - 2 8
敷地面積	1,297.88 m ²
建築面積	437.5 m ²
延床面積	828.2 m ² (防災備蓄倉庫 223.3 m ² を含む)
構造	鉄筋コンクリート造、地上 2 階建
外構	グラウンド、駐輪場
主な用途	児童センター、防災備蓄倉庫



周辺状況

下図出典：google map

屋外



配置図



建物外観



スポーツコート

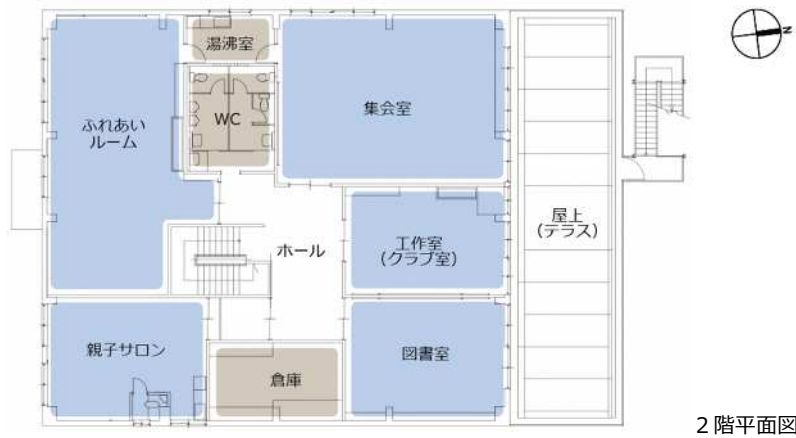


遊具

屋外の用途別面積

項目	面積	備考
建物	500 m ²	
エントランス	150 m ²	緊急用駐車場合
駐輪場	25 m ²	約 10 台
遊具・プール	170 m ²	
スポーツコート	350 m ²	
その他	85 m ²	
合計	1279.9 m ²	

屋内



屋内の用途別面積

項目	面積	備考
防災備蓄倉庫	223 m ²	1 階
児童センター倉庫	15 m ²	1 階
遊戯室（体育館）	130 m ²	1 階
親子サロン	35 m ²	2 階
ふれあいルーム	50 m ²	2 階
図書室	35 m ²	2 階
工作室（クラブ室）	30 m ²	2 階
集会室	70 m ²	2 階
倉庫	15 m ²	2 階
事務室	45 m ²	
トイレ、階段、ホール等	180 m ²	
合計	828.2 m ²	

※各用途別の面積は概算値のため、合計値（公共施設台帳より）に一致しない場合がある

(3) 運営概要

①開館時間

開館時間：午前9時～午後6時

休館日：日曜日及び休日、年末年始（12月29日～1月3日）

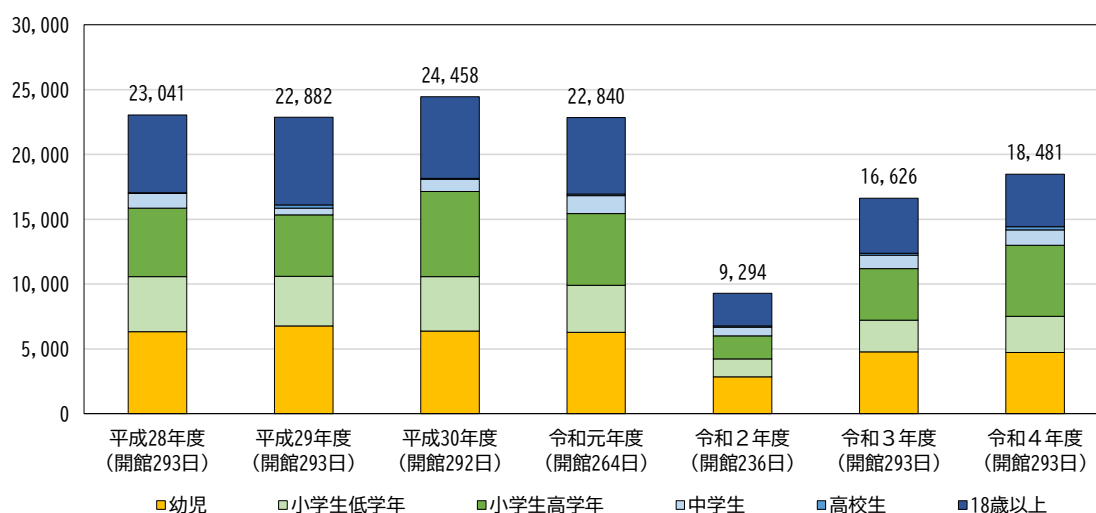
②人員体制

現在の南品川児童センターは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、保育士等の資格を有する専門職員やサポート人員が連携して運営しています。

③利用状況

南品川児童センターの利用状況は、令和元年度までは年間約2.3万人程度で推移していましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、休館や外出の抑制等を行ったため、利用者数が減少しています。

感染症の収束に伴い、利用者数の回復がみられ、令和4年度には約1.8万人となっています。



南品川児童センターの利用状況

出典：子ども未来部 事務事業概要（各年）より作成

④事業活動

【親子のひろば・講座等】

少子化や育児の孤立化に伴う子育て不安等への対応として、親子のひろばや母親講座を開催し、情報交換・交流の場の提供を行うとともに、子育て支援を実施しています。



母親講座



親子のひろば



父親参加事業

【地域交流・季節行事等】

児童センターまつり、観劇会、野外活動等、季節に応じた行事を実施しています。

また、地域間での子どもたちの交流を図ることを目的に、他の児童センターと連携した合同行事を開催しています。



オータムコンサート（多世代交流）



クリスマス会



雪合戦

【クラブ活動等】

子どもたちの創造力や自主性を高めるため、工作・スポーツ・音楽・ダンス・あそび・食育・体験クラブ等、バラエティに富んだ活動を行っています。



かるた



スポーツチャンバラ



モルック

課題① 施設基盤のリニューアルへの対応

- 現在の南品川児童センターは、昭和 53 年の開館以来、45 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。
- 施設や設備の劣化のほか、間取りやトイレ等の設備も利用しにくく、廊下に授乳室を設置するなど仮設的な対応をせざるを得ない状況が続いています。
- 相談室や通信環境の不足、ユニバーサルデザインや省エネルギーへの対応など、時代の要請に合わせた大規模な施設改良が必要となっています。

課題② 多世代の利用者の利便性の向上

- 南品川児童センターは、乳幼児から高校生まで、様々な区民に親しまれており、遊びや運動、勉強の場として利用されています。
- 児童センターでは、学校以外での同年代の子どもと交流したり、広い場所で身体を動かしたり、様々なイベント等への参加など、家庭や学校だけでは得られない体験の機会を提供する役割も担っています。
- 一方で、災害級の猛暑化や自然災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症に伴う区民の孤立化や居場所のニーズなど、多様な屋外空間の確保が求められています。
- こうした様々な需要や、過ごし方の多様化にあわせ、多世代の利用者にとって利便性の高い施設が求められます。

課題③ 子ども・若者活動拠点の創設

- 品川区では、これまで児童センターをはじめとして、子どもや若者の居場所づくりや幼少期からの途切れのない育成環境の充実に取り組んできました。
- 児童センターは区民の子どもに幼少期から広く親しまれている一方で、18 歳以降も日常的に通う居場所や、学校や職場になじめない若者の拠りどころとなる場所が求められています。
- また、自宅や学校に次ぐサードプレイス的な役割から、ファーストプレイス化した需要も増加していることがわかっています。
- こうした状況を踏まえ、若者の新たな居場所づくりの一環として、子ども・若者活動拠点の創設に取り組む必要があります。

第3章 「(仮称)子ども・若者活動拠点」の 基本的な考え方

1

基本理念

新施設は、現在の南品川児童センターが有する課題への対応、利用者や庁内等から得られたニーズ等を踏まえ、整備を行っていきます。

整備にあたって新施設の基本理念を以下のとおり設定します。

基本理念

すべての子ども・若者のウェルビーイングの充実

施設のコンセプト

子ども・若者まんなか拠点

- 子ども・若者を主役とし、その意見や考え方を尊重します
- 様々な体験や、社会・地域・仲間と接する機会を提供します
- 一人でも、誰とでも、誰でも、自分らしくいられる「居場所」です

- 新しい機能（子ども・若者活動拠点）に重点を置き、児童センター機能を包含した運用とすることで、柔軟な事業展開を図っていきます。
- ウェルビーイングの充実に必要な要素を分析し、効果的な取組を行います。
- 施設のコンセプトは、「利用者である子ども・若者の主体性を尊重し、常に彼らを中心に考える」というテーマを、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」に関連付け、**「子ども・若者まんなか拠点」**とします。
- 先進的な技術や ICT を積極的に活用し、時代に即した施設整備や事業展開を目指します。

基本理念のもと、整備にあたっての基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1 様々な子ども・若者の居場所づくり

- 従来の児童センターの担う役割を充実させるとともに、新たに若者の居場所づくりの支援を行います。
- 多様な年代や家庭環境を持つ子ども・若者に対して、気軽に訪れ、安心できる居場所の一つとなるよう配慮します。
- グループでもひとりでも過ごせる場所を確保し、状況や気分に応じて可変性のある使い方を可能にします。
- 利用者や保護者の相談対応など、日常生活の補助を行います。

基本方針2 地域や社会と連携した多様な活動機会の創出

- 利用者が主体的に活動し、遊びや体験を通じて好奇心や人との交流を育む支援を行います。
- 学校教育や地域住民・地域団体等と連携し、イベントや事業の企画、利用者と協力した取組など、多様な活動機会を提供します。
- 他の区有施設とは異なる独自性のある機能や企画を行うことで、にぎわいと交流を創出します。

基本方針3 時代の要請に応じた設備・機能の充実

- 通信設備の導入や、用途に応じて可変的に活用できる設備など、様々な使い方に応じた設備や機能の充実を図ります。
- 将来のレイアウト変更等も考慮し、間仕切り壁の施工などに柔軟に対応できる施設とします。

基本方針4 環境に配慮した施設の整備

- 自然エネルギーや自然採光・自然通風を活用した省エネルギー、創エネルギー設備の導入を検討するとともに、エネルギー利用の見える化を図ります。
- 建物の高断熱化や雨水貯留浸透機能の確保などにより、環境負荷を軽減します。
- 設備や建材の選択により、メンテナンスが容易で長寿命に配慮した整備を目指します。

第4章 施設整備の考え方

1

施設整備の前提条件

(1) 既存施設の取扱いと新施設の位置付け

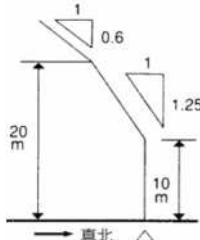
◇既存敷地及び施設の取扱い

- ・現在の南品川児童センターの敷地において建替えを想定します。
- ・既存建物は築45年を経過し、老朽化が進んでいることや、児童センター及び防災備蓄倉庫機能を備え、面積に限りがあることから、敷地を最大限に活用して建て替えることで、機能強化を図ることとします。

◇合併する機能

- ・現在の児童センター機能に加え、(仮称)子ども・若者活動拠点を新たに導入することにより、若者を含む多様な世代の居場所のひとつとなることが期待されます。
- ・児童センター利用者、子ども・若者活動拠点利用者、地域との連携等を推進します。
- ・現在の防災備蓄倉庫の機能を維持し、周辺地域の防災拠点としての役割を確保します。

(2) 整備予定地の建築制限等

項目	敷地概要	備考
所在地	品川区南品川 4-5-28	
敷地面積	1,297.88 m ²	公有財産台帳による
用途地域	準工業地域	
建蔽率	60% (緩和 70%)	準防火地域内の耐火建築物の場合、70%に緩和 最大 908.5 m ²
容積率	300%	最大 3,893.6 m ³
高度地区	第三種高度地区	
防火指定	準防火地域 東京都建築安全条例の「新たな防火制度」の対象区域	新防火区域で延床 1500 m ² 超、 4 階以上：耐火建築物にすること
日影規制	5-3 時間 測定高さ 6.5m	高さが 10m を超える建築物
前面道路	建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路 南側：幅員 5.4m 接道長さ：約 29m	
緑化	区みどりの条例に基づく緑化 接道部：20.3m 以上 敷地内（地上部）：155.7 m ² 以上 敷地内（屋上等）：約 170 m ² 以上	接道部：70%以上 敷地内（地上部）：敷地面積に法定建蔽率を乗じた面積を敷地面積から差し引いた面積の 30% 敷地内（屋上・壁面・ベランダ等）：建築面積×20%
その他	バリアフリー法の特別特定建築物	→エレベーター設置、車いす用駐車施設が必要
	地域初期消火対策施設整備要綱の対象	→防火水槽の設置が必要
	雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱の対象	→雨水流出抑制施設の設置が必要
	地区計画、高度利用地区、都市計画道路、埋蔵文化財等	該当なし

※その他、関係法令、条例等に準拠

(1) 検討にあたって得られた意見

児童センター

【対象年齢】0～18 歳

- 建物や部屋の構成
 - ・利用者の対象（乳幼児、小中高生、若者など）でスペース、階を区切った空間
- 体を動かせる場所
 - ・グラウンド・広場など、敷地を有効活用
 - ・天井の高い体育館
 - ・思い切り体を動かせる、様々なスポーツができる場所（バスケ、バレー、バドミントンなど）
 - ・テラスに人工芝などを敷いて遊べるようにしても良い
- 設備等
 - ・ベビーカー置き場
 - ・植栽・花壇、小動物、魚類など飼育活動
- 交流フリースペース・ラウンジ
 - ・食事をしたり話したり、誰でも自由に利用・交流できるスペースがあると良い
 - ・ガラス張り、自動ドアで中が見えて、常連以外も気軽に入りやすい雰囲気
- 外構
 - ・グラウンドを残すよりも、建物を大きく取りたい
 - ・桜の木は一部保存
 - ・アウトドア活動ができる場所は必要

共通事項

- 建物や部屋の構成
 - ・親子サロン、ティーンズルーム、小学生専用、女子専用など、属性や年代で専用の部屋は必要
 - ・工作室、調理室、漫画部屋、ゲーム部屋、勉強部屋など、目的に応じた部屋
 - ・楽器演奏、動画編集、ダンス、映画鑑賞など、様々な使い方ができる部屋
 - ・みんなで使える、一人で静かに過ごすなど、色々な場所がたくさんあるつくりが良い
 - ・雑談できる場所、フリースペース
- 児童センター・子若拠点の連携
 - ・児童センター、子若拠点利用者が個別に使える場所、共有する場所の棲み分けが必要
 - ・行き来しやすい運用や、交流の機会の創出など、連携も必要
- 設備等の充実
 - ・自動販売機、食べ物の自動販売機がほしい
 - ・Wi-Fi 等の通信環境や、パソコン・タブレットの貸出し、充電用コンセント等があるとよい
 - ・利用人数に応じた駐輪場の確保
- 地域との連携
 - ・地域の情報発信ができる掲示板の設置や、近隣の学校、商店街、大学等との交流
 - ・利用者の就業体験の機会になる事業等ができるとうい
 - ・祭りの際の神輿を置くスペース、避難訓練の場所の確保が必要

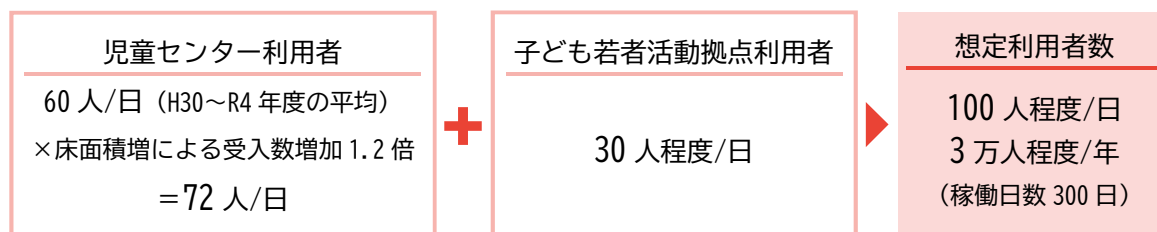
- 建物や部屋の構成
 - ・施設で使っていない時は、無料で一般貸出しできる部屋
- 居場所の雰囲気・配慮
 - ・気軽に来られる場所、女性も通いやすい場所
 - ・利用者でイベントを企画し、実現できると自信にもつながる
 - ・相談、わからないことを聞ける環境や、専門性の高いスタッフに相談できる環境

【対象年齢】～39 歳

子ども・若者活動拠点

(2) 想定利用者数

新施設の利用者数は、以下の想定をもとに、100 人程度/日と設定します。



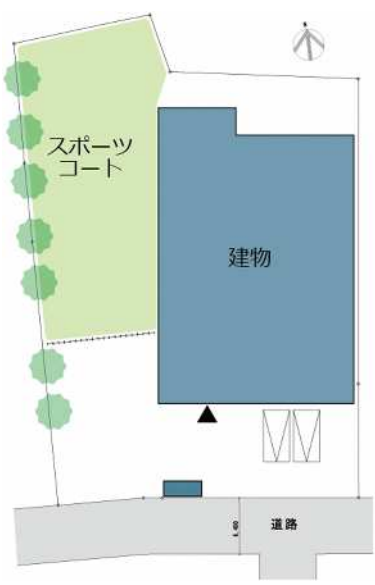
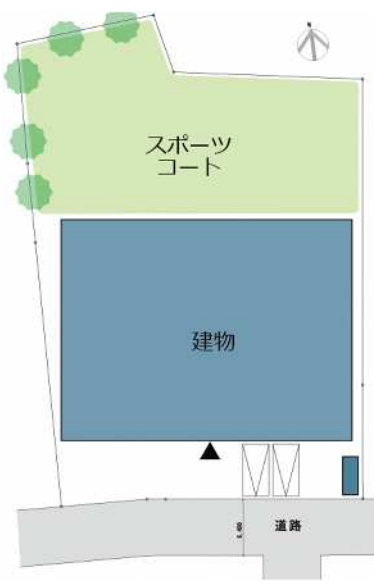
(3) 必要となる機能と面積

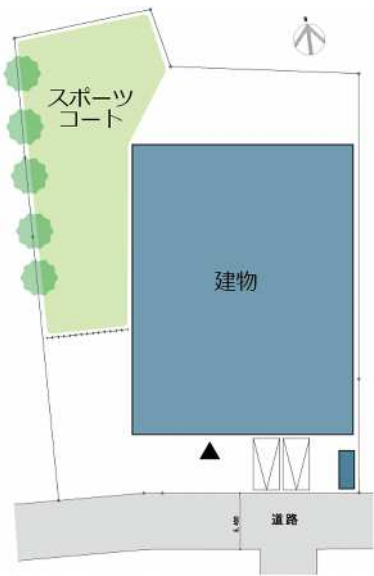
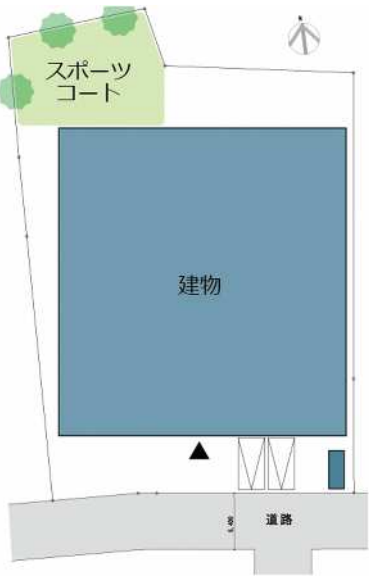
新施設の整備にあたり、様々な立場・視点から得られた意見を参考に、必要となる機能と面積を以下のとおり整理します。

	項目	面積	備考
施設利用者	学習・図書室	100 m ²	4 階
	女子部屋	30 m ²	4 階
	ラウンジ	200 m ²	3 階
乳幼児	親子サロン	60 m ²	2 階
	遊戯室 (プレイルーム)	60 m ²	2 階
一般共用	体育館	500 m ²	3 階
	工作・美術室	70 m ²	2 階
	調理室	40 m ²	2 階
	カフェ・厨房	100 m ²	1 階
	ラウンジ	250 m ²	1 階
	ホール・集会室	200 m ²	地下 1 階
	スタジオ (大)	60 m ²	地下 1 階
	スタジオ (小)	40 m ²	地下 1 階
	部屋①～③	60 m ²	地下 1 階
必要な機能 運営に	倉庫等	180 m ²	各階合計
	事務室・相談室等	220 m ²	各階合計
	トイレ、階段、廊下等	700 m ²	各階合計
防災	防災備蓄倉庫	220 m ²	1 階
合計		3,000～3,500 m ² 程度を想定	

(1) 建物の配置

建物の配置は、検討経過を踏まえ、敷地に対して建築面積を大きくとり、屋内空間を確保することとします。なお、外構部は桜の樹木の保存やアウトドアスペース、災害時の車両スペースや地域連携のための場所の確保に配慮します。

項目	①現況と同程度	②現況より拡大（位置変更）
イメージ (平面)		
建物規模 ・配置	現況と同様の位置 建物（450 m ² ） スポーツコート（350 m ² ） 延床（900 m ² ）	道路側に建物、敷地奥側にスポーツコート 建物（500 m ² ） スポーツコート（350 m ² ） 延床（1500 m ² ）
メリット	・スポーツコートを現況と同程度確保できる ・現況建物と同程度の規模で、建物の圧迫感、違和感が少ない	・スポーツコートを現況と同程度確保できる ・スポーツコートへの出入りは建物を通過するため、利用者の管理が容易 ・周辺の建物に対して圧迫感が少ない
デメリット	・建築面積が同程度のため、新しい機能（+子若機能）の導入が困難	・延床面積があまり増えないため、新しい機能（+子若機能）の導入が不十分

③現況より拡大（現位置）	④最大規模
	
現況と同様の位置で、建物を 建物（500 m²）、スポーツコート（300 m²） 延床（1500 m²）	道路側に建物、敷地奥側にスポーツコート 建物（850 m²）、スポーツコート（150 m²） 延床（3500 m²）
・スポーツコートを現況と同程度確保できる ・周辺の建物に対して圧迫感が少ない	・建物の床面積を最大規模確保できる ・屋内空間を確保することで、スポーツコートが縮小しても運動スペースは確保可能
・延床面積があまり増えないため、新しい機能（+子若機能）の導入が不十分 ・北側斜線制限、道路車線制限あり。上層階の一部壁面後退が必要	・中低層の建物が立地している周辺環境に対して、圧迫感を与える可能性 ・北側斜線制限、道路車線制限あり。上層階の一部壁面後退が必要

(2) 建物内の配置

建物内の機能配置は、検討経過を踏まえ、年代別に階層を分けるなど、管理運営のしやすさや動線確保、セキュリティに配慮して設定します。



立面イメージ

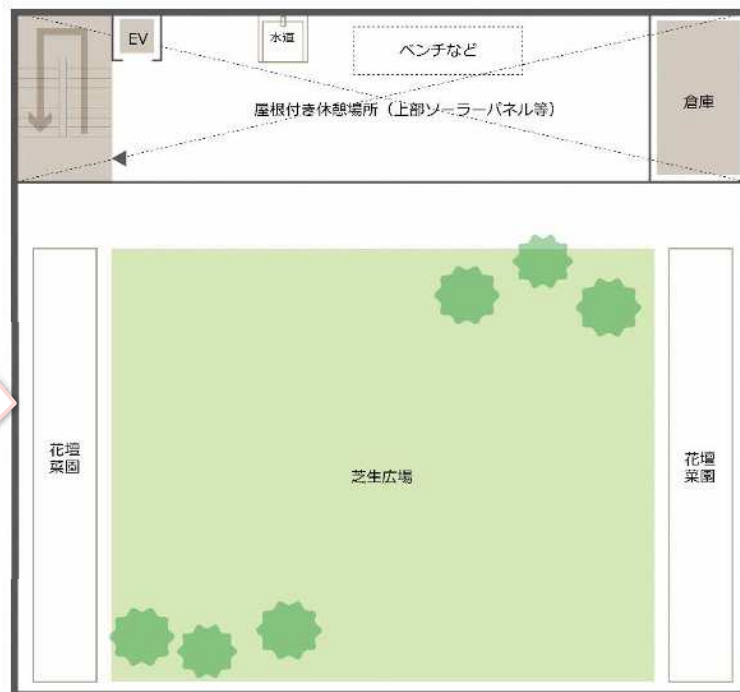
■各階の主な機能配置

階層	主な対象	内容	
屋上	共通	芝生広場 栽培、花壇	
4 階	小～若者	学習室・図書室 女子専用部屋 休憩室・保健室	体育館 更衣室、シャワー
3 階	小～若者	ラウンジ・ゲームコーナー 工作・美術室	
2 階	乳幼児	親子サロン 遊戯室 テラス（プール） 授乳室 ベビーカー置き場 調理室	【防災備蓄倉庫】
1 階	地域 交流	フリースペース（ラウンジ） 事務室、受付カウンター 飲み物・食べ物の自販機 子若で運営するカフェ 地域掲示板	
地下	共通	プレイルーム、スタジオ 貸し部屋	

凡例

- | | | |
|-----------|-----------|-----|
| 一般利用ありゾーン | 施設利用者用ゾーン | 乳幼児 |
| 事務室・トイレ等 | 防災備蓄倉庫 | |

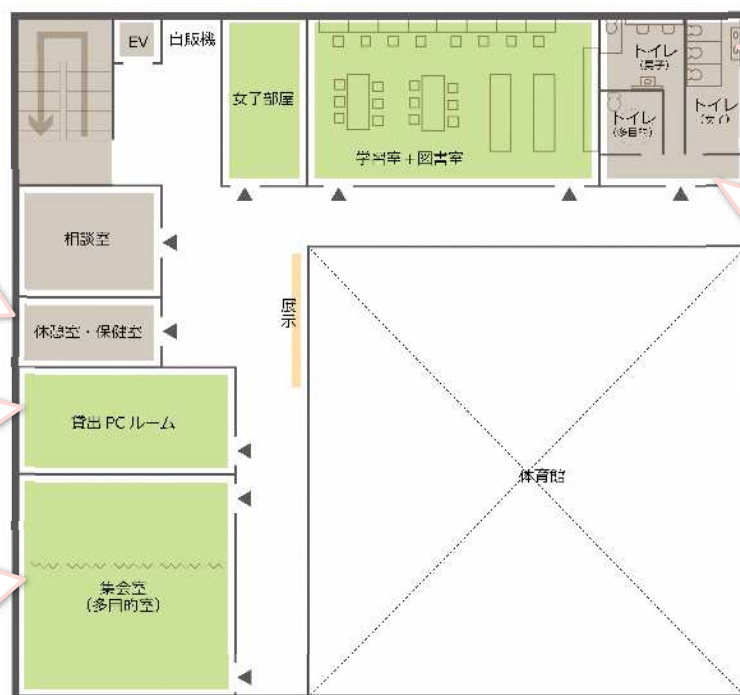
【屋上】芝生広場



【芝生広場】

- ・スポーツ、かけっこ
- ・ビニールプールで水遊び
- ・日向ぼっこ
- ・家庭菜園で花、野菜等を育てる

【4階】ゆったりゾーン



【休憩室・保健室】

- ・怪我の手当
- ・体調不良、1人になりたいとき休む場所

【貸出PCルーム】

- ・PC、タブレットで調べものやソフトの勉強

【集会室】

- ・発表、練習など
- ・体を動かす
- ・間仕切りで分けて利用も可能

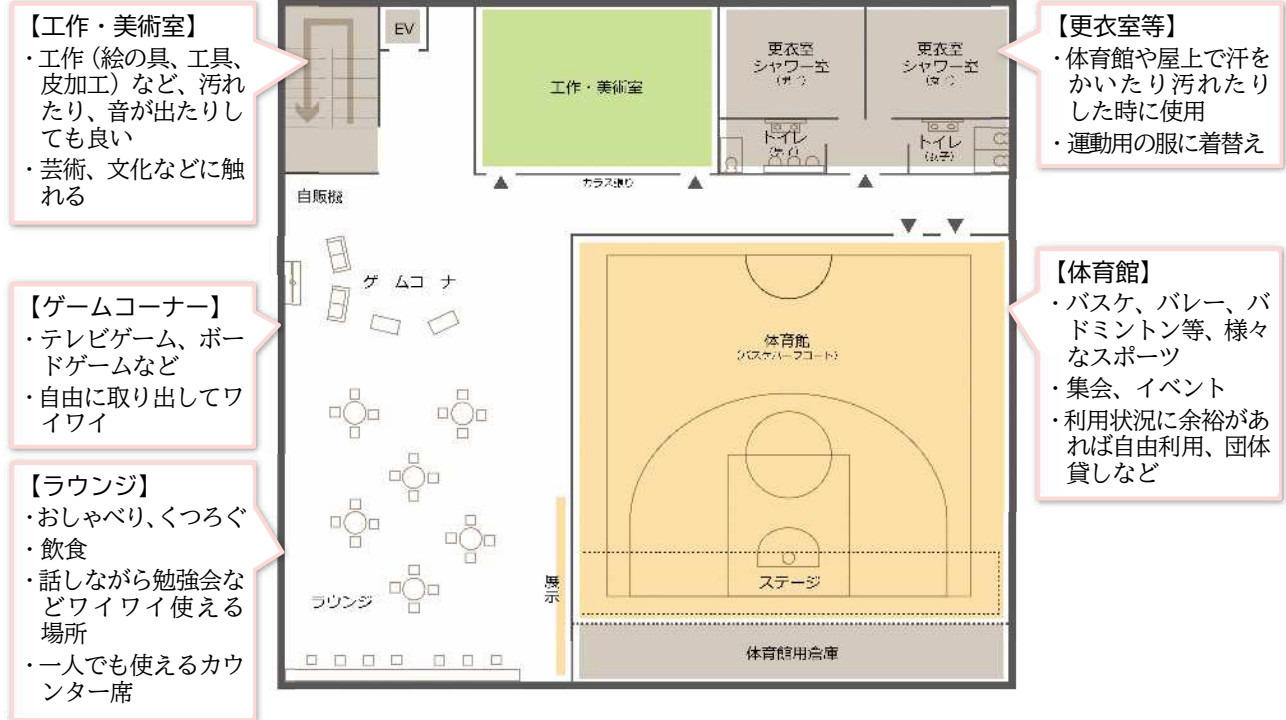
【女子専用部屋】

- ・女子のみで活動できる部屋

【学習・図書室】

- ・宿題、勉強、グループ学習
- ・読書、漫画
- ・貸出しパソコン・タブレット等で調べ学習

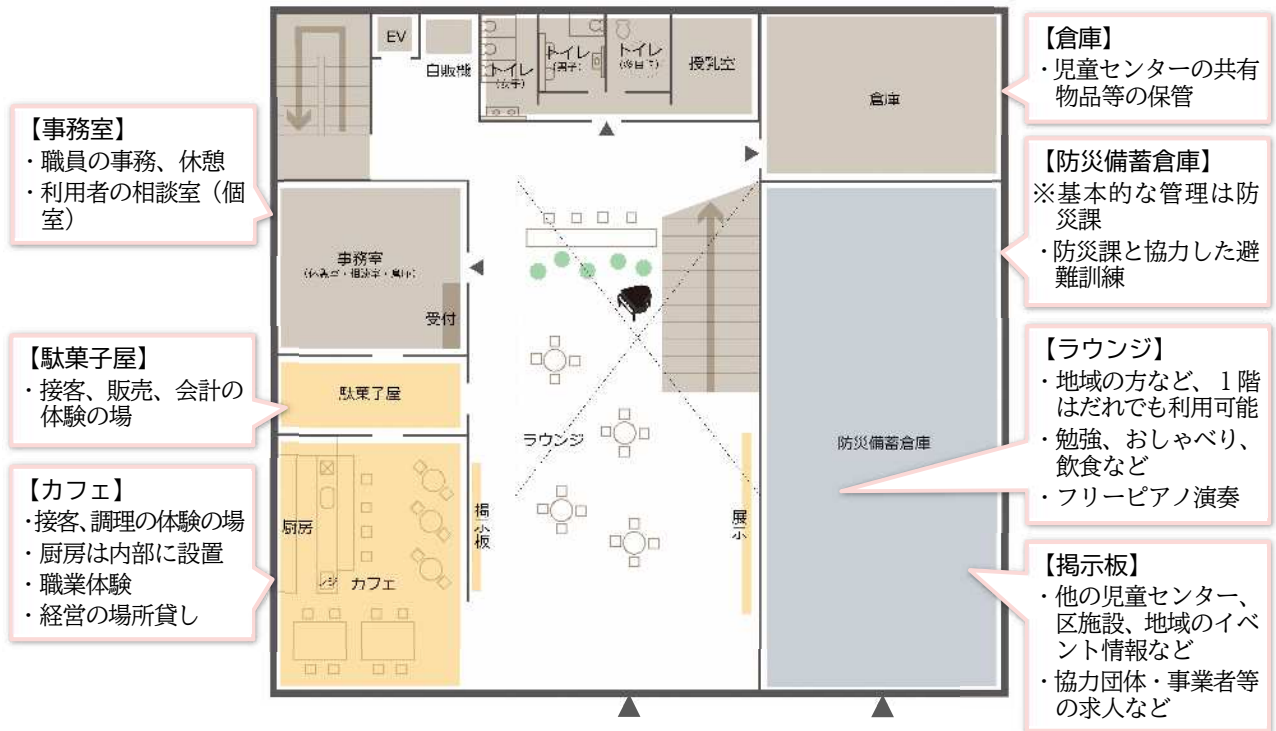
【3階】にぎやかゾーン



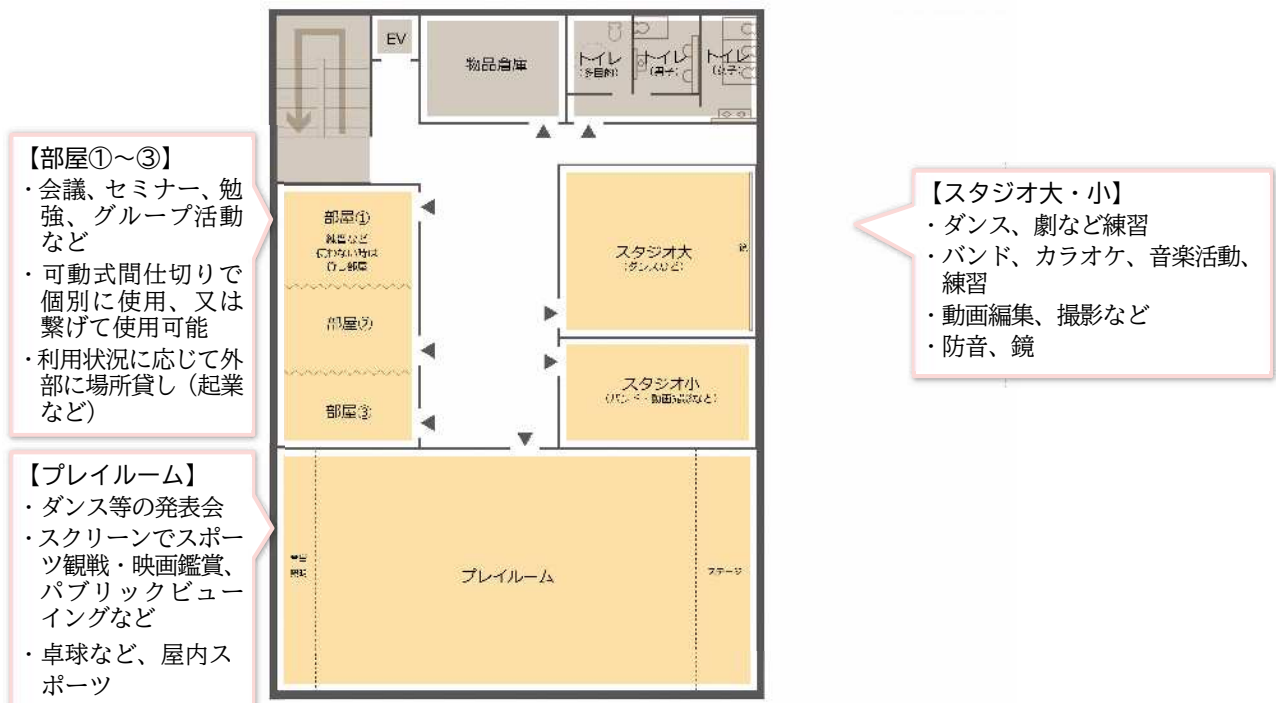
【2階】乳幼児ゾーン + 防災倉庫吹き抜け



【1階】誰でも交流フリースペース + 防災倉庫



【地下1階】スタジオ・多目的利用



第5章 提供するプログラム・使い方に関する考え方

1

区提供事業

◇児童センター事業の継続

- これまで南品川児童センターで実施してきた、親子のひろば、母親講座などの取組を継続して実施します。

◇社会体験プログラムの実施

- 子ども・若者に、働くことを体験できる機会を提供します。
- 子ども・若者にとっては貴重な経験とつながりを得る場として、協力いただく地域にとっては人材確保や活性化、企業にとっては社会貢献活動の一環として、関わる主体に相互効果が期待されます。

◇文化、芸術、工芸等に触れる機会の提供

- 工作室、美術室、調理室といった専門的な部屋を揃え、幅広く子ども・若者の創造力を養います。また、作品は館内に展示することで意欲の増加を図ります。
- さらに、地域の社会教育団体等と連携し、地域との交流の役割を果たします。
- 様々な表現を通して、自己を見つめることは、キャリア形成にもつながります。

2

利用者による活動

◇子ども・若者同士でのグループ活動

- 子ども・若者同士の「つながり」となるグループ活動を推奨します。様々な施設機能を活用し、子どもから若者までそれぞれのレベルに合わせた活動ができるよう整備し、より活発で多様な活動ができる環境を作ります。

◇施設運営会議への参加

- 「子ども・若者まんなか拠点」のコンセプトの体現として、利用者である子ども・若者が参加できる施設運営会議を発足します。
- 運営会議では、職員・スタッフと子ども・若者が一緒になり、ほしい設備や、やりたい企画などを考えます。
- 施設の運用やイベントの開催について自ら考えることで、主体性や創造性を養うとともに、企画力や自信の獲得、人とのつながりなど多くのことを学ぶことができます。

3 具体的なプログラム（案）

新施設では、子ども・若者が施設に親しみ、多様な活動ができる場となることを目指し、様々なプログラムの実施を検討しています。

以下に示すプログラム（案）を一例とし、利用者や関係者との意見交換や、実際に使って生じた課題や改善点を取り入れながら、施設を使いこなしていきます。

【プログラムの種類】



社会体験やキャリア形成に関する取組



居たい場所、来たい場所にする取組



地域や仲間とのつながりを育む取組

目安箱の設置



- 施設に対する要望（企画や道具等）を入れるための目安箱を設置します。
- 目安箱の意見を運営会議に取り入れることで、結果的に様々な利用者の意見を聞くことにつながります。
- 匿名での投稿も可能とし、誰でも意見を言いやすい環境を作ります。「自分がしたいこと」を考え、発信するきっかけになります。

スタンプカード制度の導入



- 来館時や施設利用、企画参加など活動ごとに記録するためのスタンプカードを導入します。
- 色々な活動への参加意欲を高める目的のほか、どのくらい活動に参加したかを振り返るためのツールとしても利用できます。

ポイント制度の導入



- 館内だけで使える「仮想通貨」のようなポイント制度を導入します。
- スタンプ同様、活動ごとに「ポイント」を贈呈し、集めたポイントで駄菓子と交換など、ちょっとしたサービスを用意します。その他、様々なポイントの活用法を用意することで、価値を高めます。
- これも色々な活動への参加意欲を高める目的ですが、スタンプより実用性が高いものです。

グローバル交流の実施



- 区内在住外国人の方に協力いただき、交流の機会を用意します。
- 外国の遊びや、郷土料理の作り方を教わるなど企画を通して、異文化交流を図ります。
- 地域とのつながりになるほか、様々な文化に触れることはキャリア形成の一助となります。

おたすけクエスト板の設置

キャリア
居場所
つながり

- スタッフや地域から子ども・若者へ、または子ども・若者同士で「助けてほしいこと」を貼り出す掲示板を設置します。
- 施設の飾りつけの手伝いや、地域のお祭りや清掃の手伝い、仲間同士ならスポーツの相手募集など、簡単な依頼が対象です。
- 仲間同士、地域とのつながりを得られる機会になるほか、人を助けることで自己肯定感や成功体験の獲得につながります。

”ボラ”スタンプラリーの実施

キャリア
居場所
つながり

- ボランティアをすることでもらえるスタンプを集めるラリーイベントを開催します。

テーマ別コンテストの開催

キャリア
居場所
つながり

- 芸術、ゲーム、スポーツなど、様々なジャンルや細分化したテーマでコンテスト（大会）を開催します。
- 競うことや目標を持って取り組むことで、より技能を磨いたり楽しむ気持ちの発展につながります。
- 特定のテーマに絞ることで、同じ趣味を持つ新しい仲間を見つけることもできます。
- ダーツやボードゲームなど、年齢で差が出ないテーマでは、多世代交流の機会としても活用できます。

テーマ別教室の開催

キャリア
居場所
つながり

- 芸術、ゲーム、スポーツなど、様々なジャンルにおいて、講師を招いて教室を開きます。
- 講師は、その道を仕事とするプロや地域のベテランなど、教室の目的に合わせて選択します。
- プロを招くことで、実践的・社会体験的な取組ができ、地域の方を招くことで、地域とのつながりを強化することができます。

サークル活動のフォロー

キャリア
居場所
つながり

- 同じ目的をもって活動するサークルの結成を促し、活動の支援を行います。
- 活動に対するアドバイスや、サークル同士が交流したり活動を発表できる場を整備するなど、活性化を図ります。
- 同じ趣味の仲間との交流は、つながりを生むだけでなく、自分の居場所作りとしても効果的です。

フェスタの開催



- 1年に1度、拠点全体が一丸となって取り組むフェスタを開催します。
- 運営の多くの部分で子ども・若者の力を借り、意見も十分に反映させます。
- 子ども・若者自身の主体性の醸成、仲間とのつながりなど様々な効果が期待できるほか、地域の方々に拠点を知ってもらう機会にもなります。

講演会の開催



- 区内の企業や個人事業主の方を講師として、会社・事業紹介や質疑応答を中心とした講演会を開催します。
- どんな企業（人）に来てほしいか、どんな話が聞きたいかは子ども・若者から事前に意見集約し、反映します。
- 社会と直接触れる貴重な機会であり、キャリアを考える上でも大きな刺激になることが期待できます。

プチ・インターンシップ



- 区内企業、商店街や区役所において、子ども・若者が現場で社会体験できるプチ・インターンシップを企画します。
- 子どもにとっては、将来に向けた社会体験の一環として、職業選択やキャリア形成への効果が期待できます。
- 若者にとっては、社会進出等のために自信や経験を積む場、社会とのつながりといった、就労へ向けた具体的なステップの1つとして有効です。

お悩み相談室の設置



- 子ども・若者が、どんなことでも気軽に相談できる相談室を開設します。
- 見知った職員相手だから話せること、専門家だから聞けることなど、ニーズに柔軟に対応できる相談員の配置を行います。
- 気兼ねなく過ごせる「居場所」としての役割のほか、必要に応じて他支援機関を紹介するなどの多機能性を持たせます。

キャリアデザイン教室の開催



- 中高生や若者を対象に、キャリアデザインのための具体的な取り組み方などを学べる講座を開催します。
- 個別の相談を受けたり、テーマを絞った臨時講座の開催など、若者自身のニーズを取り入れた取組を行います。
- 将来の自分や理想を明確にすることや、不安の軽減など、間接的な就労支援を目的とします。

子ども食堂への場所貸し

キャリア 居場所 つながり

- カフェスペースや調理室を活用し、子ども食堂の会場として貸出しを行います。
- 子ども食堂を通じて、子どもたちの来館を増やすことや、居場所として定着させることができます。
- また、調理自体への興味や、食事マナーなど副次的な経験や学びにつながることも期待できます。

出張授業、地域塾の実施

キャリア 居場所 つながり

- 不登校児童や学力に不安のある若者など、学習の機会が希薄な子を対象に、スポット形式で学びの機会を提供します。
- 子ども・若者から教科・内容の希望を募り、ニーズに即した講義とすることで、参加意欲の向上を図ります。
- 学校に行けない子どもを置き去りにしないための受け皿＝居場所として、学校等とも連携を図ることが重要です。

青少年団体の活動拠点

キャリア 居場所 つながり

- 青少年委員会など、青少年の育成を目的とした団体の活動拠点としても活用します。
- 子ども・若者が集まる場所を拠点とすることで、参加者の募集等がしやすく、青少年育成事業の活性化が期待できます。
- 子ども・若者にとっても、新しい経験の機会、キャリア形成、地域とのつながりの面などで大きな効果があります。

第6章 管理運営に関する考え方

1

管理運営方法

現在の南品川児童センターは、区の直営で運営しています。なお、区内の児童センター25館のうち、11館が直営、14館が委託で運営を行っています。

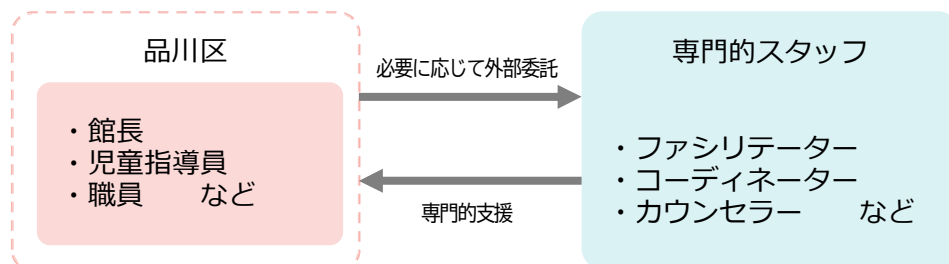
一方で、区が設置する子ども若者応援フリースペースは、NPO法人等への委託により運営しています。

こうした状況を踏まえて、新施設では、利用者の安全な利用や効率的な管理運営、サービス水準の維持等の観点から、適切な運営体制の構築が必要です。区では、考えられる管理運営方法を複数比較検討しながら、管理のしやすさ、利用者のニーズ等を踏まえ、令和8年度頃までに継続して検討を進めます。

■考えられる管理運営方法

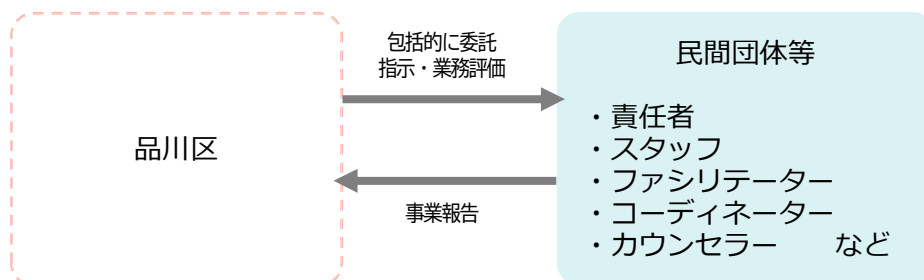
【案1】区の直営

- 児童センター運営のノウハウを持つ児童指導員を主軸とした直営管理
- 子ども・若者のユースワークや支援の必要に応じて、ファシリテーター、コーディネーター、カウンセラー等の専門的知識を有するスタッフを外部委託にて配置



【案2】包括的運営委託

- 総合的な管理を民間団体に委託または指定管理者制度により運営
- 施設運営からユースワーク、子ども・若者のケアや相談対応などを一体的に行うことで、効率的かつ効果的な運営を目指す



2

人員体制

新施設は、建物面積の拡大、子ども・若者活動拠点の併設による利用可能人数の増加を踏まえ、対応するスタッフの人員体制も充実が必要と考えられます。

新施設では、これまでの南品川児童センターでの人員体制を基本としつつ、建物規模に応じた施設運営体制を検討するとともに、ユースワークやコーディネーター等、青少年健全育成に特化した職能や経験を持った職員・スタッフなど、必要な専門的人員を一定数配置する必要があります。

3

開館時間

現在の南品川児童センターの開館時間は、午前9時～午後6時です。なお、区内の児童センター25館のうち、9館のティーンズプラザ実施館では、週2回、午後7時まで開館時間を延長しています。

児童センター利用者や職員から得られた意見では、さらなる時間延長の要望や、年代によって閉館時間を変更する等の工夫が挙げられました。

一方で、新たに設置する子ども・若者活動拠点では、時間に関する規定はないため、利用者のニーズやスタッフの対応に合わせた開館時間を設定する必要があります。

【参考】検討にあたって得られた意見

●開館時間・閉館時間

- ・館の利用者層によって、開館時間のニーズはばらつきがある
- ・開館時間は9時頃からのままで良い
- ・中高生は部活や塾で遅くなるため、時間延長のニーズがある
- ・全体の時間延長（21時頃まで）や、年代によって閉館時間を変更するなどの工夫が必要
- ・時間延長によって、子どもの居場所を確保する役割
- ・利用時間の変更による、職員の働き方や人数の確保等は検討が必要

こうした状況を踏まえて、新施設では、多世代の利用者のニーズにあわせた開館時間を検討していきます。

第7章 整備に向けて

1 スケジュール

今後の整備にあたって想定されるスケジュールは以下のとおりです。

なお、建設予定地は閑静な住宅地にあることから、建設にあたっては近隣との調整や工事に伴う騒音への対策などが必要と考えられます。

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
基本構想策定							
基本設計・ 実施設計							
既存施設の解体							
建設工事							
開設・運営	現在の南品川児童センター				休止		新施設 開設

(1) 児童センター

①子どもワークショップ

項目	内容
日時	令和5年6月21日(水)
場所	南品川児童センター
参加者	児童センター利用者・OBOG 24名
テーマ	みんなで考えてみよう! あたらしい児童センター

②地域ヒアリング

項目	内容
日時	令和5年3月30日(木)
場所	品川第二地域センター
参加者	子ども育成課 育成支援係 2名、児童センター館長 1名 品川第二地域センター 1名、同友会町会 4名
議題	児童センターと地域との関わりについて

③職員プロジェクト会議 (PT)

項目	第1回	第2回	第3回
日時	令和5年4月25日(火)	令和5年5月26日(金)	令和5年7月18日(火)
場所	品川区役所会議室	子ども家庭支援センター 会議室	品川区役所会議室
出席者	館長・職員6名	館長・職員6名	館長・職員6名
議題	・アンケート調査結果 ・ハード面・ソフト面 ・やってみたいこと (取り組み)	・利用者属性別の児童セ ンターに必要な事項 (乳幼児、小学生、中高生、地域)	・理想の児童センター ・内容のすり合わせ

(2) 子ども・若者活動拠点

①専門委員会

項目	第1回	第2回
日時	令和5年8月22日(火)	令和5年12月20日(水)
場所	中小企業センター会議室	子ども家庭支援センター
出席者	委員等13名	委員14名
議題	・それぞれの立場から見る 子ども・若者支援の課題や重点項目	・子ども・若者活動拠点に必要と思われる 設備・機能について

※子ども・若者活動拠点に関する議題のみ記載

②若者ワークショップ

項目	内容
日時	令和5年6月22日(木)
場所	子ども若者応援フリースペース
参加者	子ども若者応援フリースペース利用者 12名
テーマ	夕暮れワークショップ ～「居場所」をつくる～ ①居場所にほしい設備や部屋 ②「安心できる」「自信がつく」「仲間を作る」居場所をつくるためのアイデア

